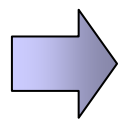


仕事と生活の調和と希望する結婚や出産・子育ての実現を支える 給付・サービスの社会的なコストの推計（「子どもと家族を応援する日本」重点戦略より）

児童・家族関連社会支出額（19年度推計）
約4兆3,300億円
（対GDP比0.83% 欧州諸国では2～3%）



推計追加所要額 1.5～2.4兆円
（Ⅰ 約1兆800億円～2兆円 Ⅱ 2,600億円 Ⅲ 1,800億円）

I 親の就労と子どもの育成の両立を支える支援

関連社会支出額（19年度推計） 約1兆3,100億円 → 追加的に必要となる社会的コスト +1兆800億円～2兆円

○ 未就学児のいる就業希望の親を育児休業制度と保育制度で切れ目なく支援（特に3歳未満の時期）

- ・ 第1子出産前後の継続就業率の上昇（現在38%→55%）に対応した育児休業取得の増加
- ・ 0～3歳児の母の就業率の上昇（現在31%→56%）に対応した保育サービスの充実（3歳未満児のカバー率20%→38%、年間5日の病児・病後児保育利用）
- ・ スウェーデン並みに女性の就業率（80%）、保育（3歳未満児）のカバー率（44%）が上昇、育児休業や保育の給付水準を充実した場合も推計

○ 学齢期の子を持つ就業希望の親を放課後児童クラブで支援

- ・ 放課後児童クラブの利用率の上昇（現在小1～3年生の19.0% → 60%）

II すべての子どもの健やかな育成を支える対個人給付・サービス

関連社会支出額（19年度推計） 約2兆5,700億円 → 追加的に必要となる社会的コスト +2,600億円

○ 働いているいないにかかわらず一定の一時預かりサービスの利用を支援

- ・ 未就学児について月20時間（保育所利用家庭には月10時間）の一時預かり利用に対して助成

III すべての子どもの健やかな育成の基盤となる地域の取組

関連社会支出額（19年度推計） 約4,500億円 → 追加的に必要となる社会的コスト +1,800億円

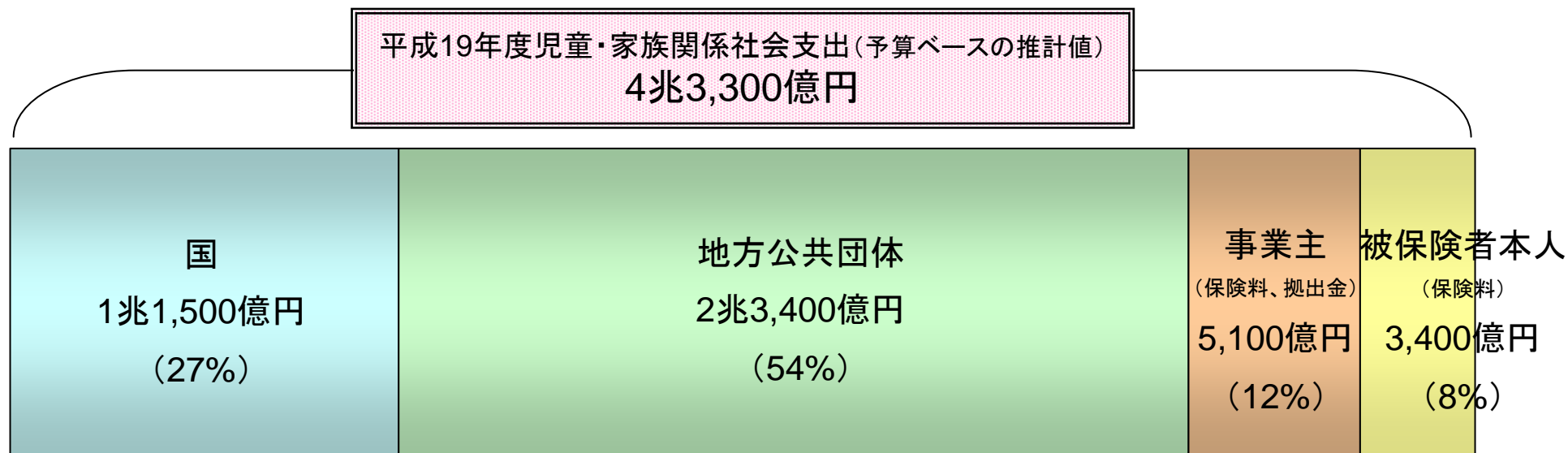
○ 地域の子育て基盤となる取組の面的な推進

- ・ 望ましい受診回数（14回）を確保するための妊婦健診の支援の充実
- ・ 全市町村で生後4か月までの全戸訪問が実施
- ・ 全小学校区に面的に地域子育て支援拠点が整備
- ・ 全小学校区で放課後子ども教室が実施（「放課後子どもプラン」）

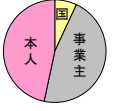
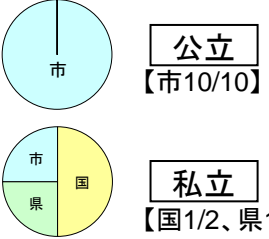
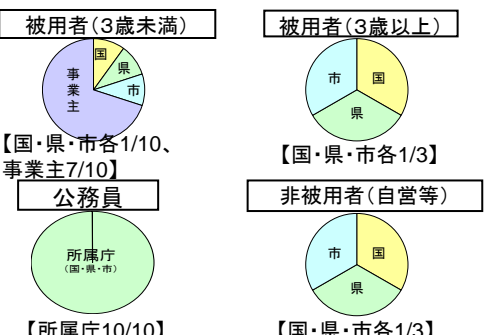


- ※ 「仕事と生活の調和推進のための行動指針」において、取組が進んだ場合に達成される水準として設定される10年後の数値目標と整合をとって試算している。
- ※ これは、現行の給付・サービス単価(利用者負担分を含まない)をベースにした試算であり、質の向上、事業実施主体の運営モデル・採算ベース、保育所や幼稚園の保育料等利用者負担などの関係者の費用負担のあり方等については勘案していない。
- ※ 児童虐待対応、社会的養護や障害児へのサービスなど、特別な支援を必要とする子どもたちに対するサービスの費用の変化に関しては、この推計には含まれていない。
- ※ これは、毎年ランニングコストとして恒常的に必要となる額を推計したものであるが、これらのサービス提供のためには、この恒常的な費用のほかに、別途施設整備や人材育成等に関してのコストを要する。
- ※ 現在の児童数、出生数をベースにした推計であり、この費用は児童数、出生数の増減により変化する。なお、3歳未満児数で見ると、平成19年中位推計では現在と比べて10年後で8割弱、20年後で約3分の2の規模に減少するが、国民の結婚や出産に関する希望を反映した試算では10年後で95%、20年後でも93%の規模を維持する。

次世代育成支援に関する給付・サービスの費用構成

- 平成19年度児童・家族関係社会支出(予算ベースの推計値4兆3,300億円)に関して、国、地方公共団体、事業主(保険料事業主負担及び拠出金)、被保険者本人(保険料)に分けて、費用負担の状況を推計したものの。



現状の主な次世代育成支援施策に関する費用負担と考え方

制度区分・ 給付サービス名	費用負担	現行の費用負担の考え方
育児休業給付	 <p>【国1/8、 保険料(労使折半)7/8】 ※ただし、当分の間、国庫負担の額は本来の額の55%(暫定措置)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 雇用保険の保険事故(失業や失業に準ずる雇用継続が困難な状態)は、<u>労働者及び事業主の双方の共同連帯</u>により対処すべき事項であることから、<u>労使折半</u>により負担。 また、保険事故である失業が政府の<u>経済・雇用政策とも無縁</u>ではなく、その責任の一端を担うべきであることから、<u>一部を国庫負担</u>。(育児休業給付については、それに準じた取扱い)
保育所	 <p>公立 【市10/10】</p> <p>私立 【国1/2、県1/4、市1/4】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <u>児童福祉施設最低基準</u>(※憲法第25条の「健康で文化的な最低限度の生活」を保障するものとして制定)を維持するための<u>費用の裏付け</u>をすることにより、<u>児童に対する公の責任</u>を果たそうとするもの。 なお、公立保育所については、<u>地方自治体が自らその責任に基づいて設置</u>していることにかんがみ、平成16年度から一般財源化。
児童手当	 <p>被用者(3歳未満) 被用者(3歳以上)</p> <p>【国・県・市各1/10、 事業主7/10】 【国・県・市各1/3】</p> <p>公務員 非被用者(自営等)</p> <p>【所属庁10/10】 【国・県・市各1/3】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 我が国の将来を担う児童の健全育成の観点から、<u>国が一定の負担</u>。 <u>地域住民の福祉増進</u>にも密接につながるため、<u>地方も一定の負担</u>。 児童の健全育成・資質向上を通じて、<u>将来の労働力確保</u>につながることから、被用者に対する支給分について、<u>事業主も一定の負担</u>。 <p>※ 上記の考え方を基本とした上で、平成12年・16年・18年の改正により支給対象とされた分(3歳以上)については、所得税の人的控除の見直し等により財源が賅われた経緯から、事業主の負担を求めている。</p>
児童育成事業 (放課後児童クラブ・病児病後児保育・一時預かり・地域子育て支援拠点等)	 <p>【事業主1/3、県1/3、市1/3】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <u>地域住民の福祉</u>に密接につながることで、<u>地方も一定の負担</u>。 <u>現在及び将来の労働力確保</u>の観点から、<u>事業主も一定の負担</u>。
次世代育成支援対策交付金(延長保育・全戸訪問事業・ファミリーサポートセンター事業等)	 <p>【国1/2、市1/2】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <u>次世代育成支援対策推進法</u>に基づく措置の推進の一環として、<u>国の負担</u>による補助を行うもの。

次世代育成支援に関する主な給付・サービスの
給付費の負担割合と利用者負担

(単位：億円)

※100億円単位(100億円未満のものは10億円単位)で四捨五入している

給付・サービス 種別	給 付 費					利用者 負担	費用 総額	
	国	地方 都道府県市町村		事業主	個人			給付費 (合計)
育児休業給付 (※平成20年度予算ベース)	100	—	—	600	600	1300	—	1300
保育所(公立)(※1) (平成20年度予算ベース)	—	—	3600	—	—	3600	—	3300
保育所(私立) (※平成20年度予算ベース)	3300	1600	1600	—	—	6600	—	4300
延長保育(私立) (※平成20年度予算ベース)	—	—	—	—	—	—	—	—
病児・病後児保育 (※平成20年度予算ベース)	—	30	30	30	—	80	—	—
家庭的保育事業	—	10	10	10	—	20	—	—
放課後児童クラブ (※平成20年度予算ベース)	—	200	200	200	—	500	—	—
《参考》Ⅰ合計 (※上記のほか、 出産手当金等を含む) (平成19年度予算ベース)	25% (3300億円)	54% (7100億円)	11% (1400億円)	10% (1300億円)	100% (1,810億円)	—	—	—
一時預かり	—	30	30	30	—	80	—	—
児童手当	2700	2900	2900	1800	—	10300	—	10300
《参考》Ⅱ合計 (※上記のほか、 児童扶養手当等を含む) (平成19年度予算ベース)	25% (6400億円)	53% (1,360億円)	14% (3500億円)	8% (2100億円)	100% (2,810億円)	—	—	—
全戸訪問 ・育児支援家庭訪問	—	—	—	—	—	—	—	—
地域子育て支援拠点	—	100	100	100	—	300	—	300
ファミリーサポートセンター	—	—	—	—	—	—	—	—
妊婦健診(公費助成)	—	—	—	—	—	—	—	—
《参考》Ⅲ合計 (※上記のほか、 社会的養護等を含む) (平成19年度予算ベース)	36% (11600億円)	59% (2700億円)	5% (2000億円)	0%	100% (4900億円)	—	—	—

※1)公立保育所運営費(延長保育含む)は一般財源化されているため、私立保育所運営費の単価による推計額。

※2)次世代育成支援に関する給付・サービスについては、保育所については国において利用者負担額の基準を定めているが、その他のサービスについては、特段定められていない。

※3)ファミリーサポートセンターについては、サービスの提供希望者と利用希望者の間の連絡調整に係る費用が次世代育成支援対策交付金の対象とされており、サービス利用自体に係る費用は基本的に利用者負担。

※4)妊婦健診の公費助成は一般財源化されているため、市町村の公費助成の全国平均回数(2.8回/H19.8)による推計額。なお、公費助成分以外に妊婦本人が健診費用を負担。